

傷病を事由に保育認定を申請する場合のお願い

- 1 保護者の傷病による保育認定の要件は概ね次のような場合に限られます。

入院 …… 入院期間中

通院 …… 原則として利用できません。

(日中4時間以上の治療時間を要し、毎月16日以上の通院が必要な場合を除く。)

療養 …… 療養期間中

※特別な場合を除き、3ヶ月毎に診断書を必要とします。

- 2 認定申請には、医師の診断書が必要となります。

療養の場合は、お子さんの監護・保育ができない場合に限りますので、診断書にはその旨の記載が必要であることを、担当医師にお伝えください。

……………キ……………リ……………ト……………リ……………

診断書記載事項についてのお願い

主治医 様

豊明市福祉事務所

業務多忙中申し訳ございませんが、診断書記載にあたって以下の事項にご留意の上、交付くださるようお願いいたします。

- 1 診断書は、子どものための教育・保育給付認定に係る「保育の必要性」の確認のため、提出していただくものです。
- 2 診断書には次の事項を記載してください。

入院の場合 …… 主傷病名・入院見込期間の記載

通院の場合 …… 主傷病名・通院見込期間及び毎月16日以上の通院が必要であり、かつ、日中4時間以上の治療が必要であることの記載

療養の場合 …… 主傷病名・療養見込期間及び児童の監護・保育に支障がある旨の記載

以上をご理解の上、診断書の記載にご協力をお願いします。

問合せ 豊明市役所こども保育課保育係 TEL 0562-92-1120